

青森県報

第三千八百五十二号

平成二十六年
六月六日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一

右 同……………(同) ……一

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……四

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……六

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(高齢福祉課) ……七

家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……七

公 告……………(農村整備課) ……七

地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……七

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……七

選挙管理委員会……………(事務局) ……八

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体……………(事務局) ……八

告 示

青森県告示第四百四十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	年 指 月 日 定
特別養護老人ホーム いこいの里	むつ市脇野沢渡向七三の	介護老人福祉施設	平成 二六・四・一
特別養護老人ホーム みらく苑	三戸郡田子町大字田子字 七日市上ノ平六〇	"	"
特別養護老人ホーム みちのく荘	むつ市十二林一の一三	地域密着型介護老人福祉施設	"
特別養護老人ホーム あじやら	南津軽郡大鰐町大字紅貝 字篠塚三三の七	"	"
特別養護老人ホーム 見心園	三戸郡階上町大字赤保内 字道仏道添二一の二二	"	"

青森県告示第四百四十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護支援事業者		名 称	居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地	所在地		主たる事務所の所在地	所在地	
株式会社北日本機械工業	むつ市大字田名部字小平館一の七三		いこの里在宅介護支援センター	むつ市大字田名部字赤川の内並木七三の一		平成二六・四・一
社会福祉法人桜木会	むつ市中央二丁目一三の一五			むつ市脇野沢向七三の一		"

青森県告示第四百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	特定福祉用具販売事業者		名 称	特定福祉用具販売事業所		指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地	所在地		主たる事務所の所在地	所在地	
有限会社つるかめケアセンター	弘前市大字門外四丁目五の二		ハピネス福祉センター	弘前市大字門外四丁目五の二		平成二六・四・一

青森県告示第四百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者		名 称	介護予防事業所		指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地	事業の種類		主たる事務所の所在地	事業の種類	
医療法人 恩幸会	弘前市大字石川字石川九七	介護予防 訪問看護	工藤医院	弘前市大字石川字石川九七	介護予防 訪問看護	平成二六・四・一
社会福祉法人 三笠苑	弘前市大字堀越一字柳元二九三	介護予防 居宅療養管理指導	三笠ホームツク	弘前市大字松森町五三の二	介護予防 居宅療養管理指導	"
アークン株式会社	むつ市桜木町一四の二	"	みさと調剤薬局	むつ市十二林一七の六	"	二六・三・一
有限会社 西フアーマシー	北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬二四の一	"	つるた調剤薬局中央店	北津軽郡鶴田町大字強巻字押上一の五	"	二六・四・一
有限会社 ネットアルマ	八戸市長根一丁目一七の二一ポレストー八戸五〇一	"	どんぐり薬局	上北郡七戸町二道ノ上一七の二	"	二六・四・九
株式会社 西町	八戸市柏崎二丁目八の二	介護予防 訪問看護	訪問看護センター	八戸市柏崎二丁目八の二	介護予防 訪問看護	二六・四・一
有限会社 つるかめケアセンター	弘前市大字門外四丁目五の二	介護予防 福祉用具貸与	ハピネス福祉センター	弘前市大字門外四丁目五の二	介護予防 福祉用具貸与	"
株式会社 向陽	弘前市大字千年三丁目一	介護予防 訪問介護	訪問介護事業所 ひまわり	弘前市大字千年三丁目一	介護予防 訪問介護	"

ラ有限 イム社 ムライ ブ	会人社会 十和福 田社 湖法	人社会 三福 笠福 苑法	"	人社会 桜福 木社 会法	福人社会 社青福 社森社 振興法 団会	"	業日株 本会 機社 械北 工	団医 豊療 仁法 会人 社	町株 会 社 西	株 式 会 社 み な と み ら い	社 ラ お し や れ ぶ 株 式 会 社	"
大上 平北 一郡 の東 一北 一町 四字	九瀬 字和 下田 川市 目大 二宇 の奥	一字弘 柳前 元市 二大 九宇 三堀 の越	"	目む 一つ 三市 の中 一央 五二 丁	一む のつ 一市 三十 一林 一	"	七部 三小 三平 三館 の田 名	目八 一戸 四市 の一石 一四堂 一丁	目八 一戸 八市 の二柏 二崎 一丁	丁八 目一 一市 三湊 の二高 二四 台	三弘 丁目 目八 の市 九城 東	"
"	生応認 活型知 介症予 護共対 防	生短介 活期護 介入予 護所防	通介 所護 介予 護防	生短介 活期護 介入予 護所防	"	通介 所護 介予 護防	訪介 問護 介予 護防	通介 所護 介予 護防	訪介 問護 介予 護防	通介 所護 介予 護防	訪介 問護 介予 護防	通介 所護 介予 護防
グ ム ち び ホ	グ ム ら い ぶ ホ	じ人特 やホ別 らー養 らー護 あ老	スデい セイこ ンサイ ターの タービ り	こ人特 いのホ別 のーの養 里い老	ターケ ービ沢 ービの スセイ セン城	ねむ のデ のキイ ター ター	ねむ のヘ のキル ター ター	スデ ささ え愛	西テ 町ー シ ヨ ン	湊 高 台 家	花テ だー んシ ヨ ン	業通 所所 ち介 と護 と事
大上 平北 一郡 の東 一北 一町 五字	番十 町和 一田 六市 の西 二二	三三 三三 の七	"	向む 七つ 三市 の脇 一野 一沢 渡	四沢 三市 三砂 三川 三目 三の ケ	"	木部 七つ 三市 の赤 一川 一内 一並	目八 一戸 〇市 の一柏 一〇崎 一丁	目八 一戸 八市 の二柏 二崎 一丁	丁八 目二 一市 の二湊 一〇高 四台	三弘 丁目 目八 の市 九城 東	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	六 四 一	六 三 一	六 四 二	"

青森県告示第四百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

地域包括支援センター	介護予防支援事業所	指 定 年 月 日
名 称 社会福祉法人 つがる市社会 福祉協議会	名 称 つがる市地域包 括支援センター	平 成 二 六 年 六 月 一 日
主たる事務所の 所在地 つがる市木造若 緑五二	所 在 地 つがる市稲垣町 三川宮川四二の	

青森県告示第四百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

特定介護予防福祉用具販売事業	特定介護予防福祉用具販売事業所	指 定 年 月 日
名 称 有限会社つる かめヶアセン ター	名 称 ハピネス福祉サ ービス	平 成 二 六 年 六 月 一 日
主たる事務所の 所在地 弘前市大字門外 四丁目五の二二	所 在 地 弘前市大字門外 四丁目五の二二	

青森県告示第四百五十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	名 称	居宅介護事業所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類			
医療法人 恩幸会	弘前市大字石川字石川九七	訪問看護	工藤医院	弘前市大字石川字石川九七	平成二六・四・一
社会福祉法人 三笠苑	弘前市大字堀越一字柳元二九三の	居宅療養管理指導	三笠ホームツケアクリム	弘前市大字松森町五三の二	"
有限会社 アルマネット	八戸市長根一丁目一七の二一〇	"	どんぐり薬局	上北郡七戸町字道ノ上一七の二	二六・四・九
株式会社 西町	八戸市柏崎一丁目八の二二	訪問看護	訪問看護ステーション	八戸市柏崎一丁目八の二二	二六・四・一
有限会社 つるかめケアセンター	弘前市大字門外四丁目五の二二	福祉用具貸与	ハピネス福祉サービス	弘前市大字門外四丁目五の二二	"
株式会社 陽向	弘前市大字千年三丁目一	訪問介護	訪問介護事業所 ひまわり	弘前市大字千年三丁目一	"
"	"	通所介護	通所介護事業所 ちとせ	"	"

おしゃれブルザ株式会社	弘前市大字城東三丁目八の九	訪問介護	ヘルパーステーション 花だん	弘前市大字城東三丁目八の九	二六・四・二
株式会社 みなとみらい	八戸市湊高台四丁目一三の二〇	通所介護	ひだまり家 湊高台	八戸市湊高台四丁目二の二〇	二六・三・一
株式会社 西町	八戸市柏崎一丁目八の二二	訪問介護	ヘルパーステーション 西町	八戸市柏崎一丁目八の二二	二六・四・一
医療法人 社団 豊仁会	八戸市石堂一丁目一四の二	通所介護	デイサービス ささえ愛	八戸市柏崎一丁目一〇の二〇	"
有限会社 三共システム	弘前市大字泉野二丁目八の六	認知症対応型通所介護	いずみ野	弘前市大字泉野二丁目八の六	"
社会福祉法人 十和田湖	十和田市大字奥瀬字下川目二の九	認知症対応型共同生活介護	いづみ野グループホ	十和田市西十二番町一六の二	"

青森県告示第四百五十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	特定福祉用具販売事業者	名 称	特定福祉用具販売事業所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地			
有限会社 つるかめケアセンター	弘前市大字門外四丁目五の二二	ハピネス福祉サービス	弘前市大字門外四丁目五の二二	平成二六・四・一

青森県告示第四百五十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	名称	所在地	指定年月日
医療法人 幸会	弘前市大字石川字石川九七	訪問看護	工藤医院	弘前市大字石川字石川九七	平成二六・四・一
社会福祉法人 三笠苑	弘前市大字堀越一字柳元二九三の一	介護予防 居宅療養管理指導	三笠ホームツケアクリム	弘前市大字松森町五三の二	"
有限会社 アルマネット	八戸市長根一丁目七の五〇一	"	どんぐり薬局	上北郡七戸町字道ノ上一七の二	二六・四・九
株式会社 西町	八戸市柏崎一丁目八の二二	訪問看護	訪問看護ステーション 西町	八戸市柏崎一丁目八の二二	二六・四・一
有限会社 つるかめ ケアセンター	弘前市大字門外四丁目五の二	介護予防 福祉用具貸与	ハピネス福祉サービス	弘前市大字門外四丁目五の二	"
株式会社 向陽	弘前市大字千年三丁目一	介護予防 訪問介護	訪問介護事業所 ひまわり	弘前市大字千年三丁目一	"

おしやれぶ ラザ株式会社	弘前市大字城東三丁目八の九	訪問介護	ヘルパーステーション 花だん	弘前市大字城東三丁目八の九	二六・四・二
株式会社 みなとみらい	八戸市湊高台四丁目一三の二〇	介護予防 通所介護	ひだまり家 湊高台	八戸市湊高台四丁目二の〇	二六・三・一
株式会社 西町	八戸市柏崎一丁目八の二二	訪問介護	ヘルパーステーション 西町	八戸市柏崎一丁目八の二二	二六・四・一
医療法人 団豊仁会	八戸市石堂一丁目四の一一	介護予防 通所介護	デイサービス ささえ愛	八戸市柏崎一丁目〇の〇	"
社会福祉法人 十和田湖	十和田市大字奥瀬字下川目二の九	介護予防 認知症対応型共同生活介護	グループホーム らいぶ	十和田市西十二番町一六の二	"

青森県告示第四百五十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
有限会社 つるかめ ケアセンター	弘前市大字門外四丁目五の二	特定介護予防福祉用具販売事業者	弘前市大字門外四丁目五の二	平成二六・四・一

青森県告示第四百五十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次とおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十六年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	株式会社愛和の里リーベ
	主たる事務所の所在地	八戸市大字湊町字赤坂三四の一
居宅介護支援事業を行う事業所	名 称	居宅介護支援事業所愛和の里リーベ
	所 在 地	八戸市大字湊町字赤坂三四の一
	指 定 日	平成二六・六一
		八戸市大字新井田字鷹待場一の三
		あゆみ居宅介護支援事業所
		八戸市大字新井田字鷹待場一の三
		"

青森県告示第四百五十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜の疑似別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患畜	二	十和田市	平成二六・五一
ヨ一ネ病	牛	患畜	二	十和田市	平成二六・五七

公 告

地籍調査の成果の認証

五所川原市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十六年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大 字 名	小 字 名
五所川原市	金木町嘉瀬東嘉瀬山の一部	
	金木町喜良市小田川山の一部	

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十六年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂二〇の八の一部、二二二〇の二の一部、二二二〇の二の一部、二二二〇の二の一部、二二二〇の二の一部及び二二五二の一部（第一工区）	北津軽郡中泊町大字中里字亀山四三四の二 中泊町

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十六号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十六年四月二日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年六月六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
青森県納税者監視協会	高橋 竹男	高橋 竹男	八戸市吹上二丁目二二の六
瓜田松夫後援会	中村 喜代春	千島 礼子	青森市大字新城字平岡一九〇の二
上林英一後援会	成田 隆志	上林 まち子	青森市中央二丁目二九の二一
七戸均後援会	吉田 昭二	吉田 保	西津軽郡深浦町麴木字亀ヶ崎八七
夏堀同志連	佐々木 聡	夏堀 ゆみ子	八戸市湊町油久保四
成田隆後援会	松林 義光	西館 芳信	上北郡おいらせ町神明前一三九
深浦の未来を考える会	吉田 昭二	七戸 均	西津軽郡深浦町麴木字亀ヶ崎八七

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭